

第2部

アジア地域の環境法

第7章

途上国の環境保全のための理念と法的枠組み

——地球環境権の確立に向けて——

小賀野晶一

I 問題の提起

環境法に関する国内法の整備は、基本的には各国・地域の自主的判断にまかせられており、また、各国・地域の状況に応じたものが求められている。これは伝統的考え方であり、今後も基本的には維持されるべき考え方であろう。しかし、今日の地球環境問題を解決するためには、地球レベルの共通の考え方方が明らかにされ、各国・地域がそれに基づき協力して行動することが必要であり、かつ望ましい。もしもそれぞれの国・地域がかかる共通の考え方方に違背する法律を作り、あるいは、勝手に行動してしまったら、地球環境問題の解決はあり得ない。国内法としての環境法もこのことに十分配慮しなければならない。

地球環境問題は人類の存続を左右する問題であり、この点で平和（戦争）⁽¹⁾問題と類似する。ただし、戦争が即時に人や環境を破壊してしまうのに対して、地球環境問題は長期的に徐々に影響を及ぼす点が異なる。後者の場合は50年、100年先の人類および地球への影響が考えられている。しかし、人類および地球の存続という点では、地球環境問題と平和とは同価値を有するものである。そして、各国・地域は協力して地球環境問題の解決を目的とする法

制度あるいは法的枠組みを構築すべき義務がある。環境問題を国際的に検討する国際環境法が存立する基盤の一つはここにある。⁽²⁾

1992年のUNCED（国連環境開発会議）（地球サミット）をはじめ、地球レベルで開催される各種の会議や、その成果である条約、協定等は、地球環境問題の解決のための共通理念を明らかにし、その理念の実現に向けた各国・地域の協力を求めているのである。⁽³⁾また、かかる理念・宣言に加え、基準作りも進められている。例えば、国際標準化機構（ISO）では、環境のための国際基準である国際環境規格「ISO14000シリーズ」を策定し、96年初めの発効をめざしている。

環境保全の法的枠組みとしては、さまざまなレベルのものが考えられる。例えば、各国・地域別の法的枠組み、地域的・国際的な法的枠組みなどである。環境権は、かかる法的枠組みの理念と内容を示すものでなければならぬ。環境権についての共通の定義は見られないが、環境権は国内法の整備の指針となるにとどまらず、各国・地域における共通理念を示すものとして位置づけられるべきである。このような環境権を地球環境権と言うことができる。地球環境権の性質や内容を明らかにする場合には、国内法の環境権の規定だけに注目し、A国は環境権の規定があるがB国はないとか、C国の規定の方がD国の規定よりも立派であるとかを述べても、有益な作業とは言えない。地球上には先進工業国から開発途上国まで、また、途上国にも最貧困から新興工業国まで経済発展のさまざまな段階があることを考慮すると、それぞれの国・地域の環境権の規定だけを取り出し比較しても、フェアな態度とは言えないであろう。何よりも重要なことは、各国・地域の環境法秩序の全体であり、それは個々の法規の内容とその具体的運用との全体である。

以上のような問題意識のもとに、環境権の意義を広義にとらえるとともに、開発途上国において求められるべき環境保全に関する基本的考え方および法的枠組みはどのようなものか、また、かかる基本的考え方および法的枠組みと、環境権とはどのような関係にあるべきかについて明らかにし、各国・地域がそれらの点について合意することが有益である。以下は、このよう

な課題の予察的検討である。

II 持続的開発 (sustainable development) と環境権

1. 持続的開発の考え方の展開

これまでに出されてきた環境保全のための各宣言・考え方は、その内容において相互に連続性を持ち、しかも、抽象的なものから徐々にその内容が具体化してきていると考えられる。このことは実際的意義も認められ、各国・地域が環境問題に対する危機意識を高め、次のステップへ踏み込む契機を与えており、例えば、環境に関する条約、協定等への参加（締結、批准）、国内法の整備へと導いてきた。

(1) 成長の限界

1972年1月、ローマクラブは、「資源の枯渇や環境汚染を人口の増加等との関連で分析し、人間の活動の拡大が資源、環境面での限界に直面しつつあることを強調し、人類の成長、発展の在り方を見直すべきである」と警告を発した。これが、成長の限界という考え方であり、そこに今日の地球環境問題を予測した先見的な発想が見られる。

(2) 人間環境宣言

1972年6月、国連人間環境会議（ストックホルム）は人間環境宣言を採択し、人間環境を保全するには、開発と環境の統合が必要であることを明らかにした。

そして、開発途上国の環境について、原則11は、「すべての国の環境政策は、開発途上国の現在または将来の開発の可能性を向上させねばならず、その可能性に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、すべての人のより

良い生活条件の達成を妨げてはならない。また、環境上の措置によってもたらされる国内および国際的な経済的帰結を調整することの合意を達するため、各国および国際機関は適当な措置をとらなければならない」と規定する。

開発や経済的要素の必要性については、原則9「低開発から起こる環境上の欠陥と自然災害は重大な問題になっているが、これは開発途上国の自らの努力を補うための相当量の資金援助および技術援助の提供と、必要が生じた際の時宜を得た援助で促進された開発により、最もよく救済することができる」、原則10「開発途上国にとって、一次産品および原材料の価格の安定とそれによる十分な収益は環境の管理に不可欠である。生態学的なプロセスと並んで経済的な要素を考慮にいれなければならないからである」、原則12「開発途上国の状態とその特別の必要性を考慮し、開発計画に環境保護を組み入れることから生ずる費用を考慮に入れ、さらに要求があったときは、この目的のための追加的な技術援助および資金援助が必要であることを考慮し、環境の保護向上のため援助が供与されなければならない」などに示されている。

(3) “Our Common Future”

1987年4月、「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）は、その報告書“*Our Common Future*”（私たちの共有の未来）のなかで、持続的開発の概念を提示し、その具体的な内容と実現のあり方を明らかにした。報告書は、貧困を避けることは可能であり、そのためには持続的開発が重要であるとして、以下のように述べた。⁽⁴⁾

「人類は、開発を持続可能なものとする能力を有する。持続的開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすことである。持続的開発の概念には、いくつかの限界が内包されている。それらは絶対的限界ではなく、今日の科学技術の発展の状況であるとか環境をめぐる社会組織の状況、あるいは生物圏が人間活動の影響を吸収する能力といったものである。しかし、経済成長の新たな時代への道を開くため技術・社会組織を管理し、改良することは可能である。

本委員会は、広範な貧困はもはや避けることができないものだとは信じていない。貧困がそれ自体悪であるだけではない。持続的開発により全ての人々の基本的な欲求を満たすとともに、よりよい生活への憧れを充足する機会を提供する必要がある。貧困が蔓延する世界は、生態学上の災害などに常に見舞われがちである。

基本的欲求を充足するには、人口の大半が貧しい国々において新たな経済成長の時代を作り出すことが不可欠なだけでなく、これらの貧しい人々が新たな経済成長を支えるのに必要な資源の公平な配分が受けられるよう保障される必要がある。こうした社会的公平には、意思決定過程において実効ある市民参加が確保される政治システムや国際的な場での民主的な意思決定が不可欠である。

地球の持続的開発の実現のためには、富める者たちが、例えはエネルギーなどの面で地球生態系が支えうる範囲内に納まった生活様式を実践する必要がある。急速な人口増加は資源に対する圧力を高め、生活水準の向上を妨げる。従って、持続的開発は、変動する生態系の潜在的生産能力と人口規模およびその増加率との調和がとれて初めて推進しうる。

しかし、最終的には、持続的開発は固定された状態で調和しているのではなく、資源の開発、投資の方向、技術開発の傾向、制度的変革が現在および将来のニーズと調和のとれたものとなることを保障する変化の過程である。我々は、こうした過程が容易でしかも単純であると偽るつもりはない。犠牲を伴う選択を避けて通ることはできない。従って、分析の結果最終的結論として言えることは、持続的開発は、まさに政治的意図にかかっているということである」。

同委員会は、持続的開発を追求するための必要事項として、意思決定における効果的な市民参加を保障する政治体制、剩余価値および技術的知識を他者に頼ることなく持続的な形でつくりだすことのできる経済体制、調和を欠いた開発に起因する緊張を解消しうる社会体制、開発のための生態学的基盤を保全する義務を遵守する生産体系、新しい解決策をたゆみなく追求するこ

とのできる技術体系、持続的な貿易と金融を育む国際的体系、自らの誤りを正すことのできる柔軟な行政体系を挙げている。

(4) 環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（1992年6月8日採択）

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催されたUNCEDには、世界の多くの諸国・地域の代表者やNGO（非政府組織）が参加した。そして、地球の温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化、酸性雨、海洋汚染など今日の地球環境問題を解決するためには、環境を保全しつつ経済的発展をめざすという、持続的開発の考え方が必要であることを認識し、そのためには、先進国と開発途上国との緊密な協力関係を構築することが必要であることを明らかにした。この会議の成果は、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」（以下、リオ宣言）、「アジェンダ21」としてまとめられた。また、気候変動枠組み条約、生物多様性条約の署名が開始された。

① リオ宣言

リオ宣言は、持続的開発の考え方を基礎にして、地球環境保全に向けた各國・地域の合意を求めている。そこでは、地球環境保全を目的とし、開発と環境の統合をさらに具体的に一步進めている。また、保全すべき対象を拡大し、かつ明確にしている。

リオ宣言の原則のうち、開発途上国にも関係する原則をいくつかとりあげると、原則1「持続的開発という課題の中心は、人類である。人類は、自然と調和した健康で生産的な生活をおくる権利を有する」、原則2「各国は、国連憲章および国際法の原則に則り、自らの環境および開発政策に従って、自らの資源を開発する主権的権利を有するとともに、自らの管轄あるいは管理下における活動が、他の国家や国家の管轄範囲を越えた地域の環境汚染をもたらさないよう確保する責任を負う」、原則3「開発の権利は、現在および将来の世代の開発および環境に係るニーズに公平に合致するよう行使されなければならない」、原則4「持続的開発を達成するため、環境保全は開発過程の統合の一部分とみなすべきであり、開発から独立したものと考えることはで

きない」，原則11「各国は，効果的な環境立法を制定しなければならない。環境基準や管理目的およびその優先度は，それらが適用される環境と開発の状況を反映したものでなければならない。いくつかの国々により適用される基準は，他の国々，特に開発途上国においては，不適切，かつ，不当な経済的社会的費用を伴うことがあり得る」，原則12「各国は，あらゆる国における経済成長と持続的開発につながるような持続的かつ開かれた国際的経済システムを促進するため，また，環境悪化の問題により適切に取り組むため，協力しなければならない。環境目的のための貿易政策上の措置は，国際貿易上，恣意的，または，不当な差別や，目に見えない制限の手段となつてはならない。輸入国の管轄外における環境問題と取り組むための一方的措置は，避けるべきである。国境を越える，あるいは，地球環境問題に対する環境措置は，可能な限り，国際的な合意に基づかなければならぬ」，原則13「各国は，汚染およびその他の環境損害の犠牲者に対する責任と補償に関する国内法制を発展させなければならない。また，各国は，自らの管轄外の地域に対して，自らの管轄あるいは管理下の活動により引き起こされた環境損害の悪影響に対する責任と補償に関する国際法にさらに発展するため，迅速かつより断固とした態度で協力しなければならない」，原則22「先住民とその社会および他の地域社会は，その知識および伝統習慣のゆえに，環境管理および開発において，重要な役割を有している。各国は，彼らのアイデンティティー，文化および利益を認識し，十分な指示を与えなければならず，また，持続的開発の達成過程における彼らの効果的な参加を可能にしなければならない」，原則25「平和，開発および環境保護は，相互依存的かつ不可分のものである」などがある。

② アジェンダ21（行動計画）

リオ宣言を具体化するための行動計画として，アジェンダ21（行動計画）が策定された。アジェンダ21は，前文のほか，社会・経済的側面（貧困の撲滅，人口問題，住居の持続的開発の促進，政策決定における環境と開発の統合など）（セクションI），開発資源の保護と管理（大気保全，陸上資源の管理・計画，森林減少対

策、砂漠化と旱ばつの防止、持続可能な山岳開発、持続可能な農業と村落開発、海洋の保護、淡水資源の質の保護と管理）（セクションⅡ）、主たるグループの役割の強化（先住民の役割、NGOの役割、地方政府の役割、農民の役割など）（セクションⅢ）、実施手段（財源および運用方法、教育・広報・訓練など）（セクションⅣ）、の4セクションから成っている。

2. 地球環境保全に関する国際条約等の展開

地球環境保全に関する国際条約等が、一定の国際法秩序を形成している。⁽⁵⁾ このうち、オゾン層の保護については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」および「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」がある。海洋汚染の防止については、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」（マルポール73/78条約）等がある。有害廃棄物の越境移動の規制については、「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」がある。森林の保全と持続的経営の達成については、「森林原則声明」、「アジェンダ21」、国連持続的開発委員会、国際熱帯木材機関（ITTO）、関税および貿易に関する一般協定（GATT）等の検討成果がある。野生生物種の保全については、「生物の多様性に関する条約」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）のほか、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）がある。砂漠化の防止については、「深刻な旱ばつ又は砂漠化に直面している国（特にアフリカの国）における砂漠化の防止のための国際連合条約」がある。

このほかに、環境保全を目的として二国間や、地域間で、条約、協定等が締結されている。

3. 一国環境権から地球環境権へ

以上（1., 2.）に見てきたように、今日では持続的開発の考え方は深化し、かつ、かなり具体的な内容を具備している。それを環境保全のための法的枠組の視点からまとめると、各国・地域レベルの環境権から地球レベルの環境権（地球環境権）の確立が求められていることができる。特に、リオ宣言の原則2、原則3がこれを明確に示している。

地球環境権の理念および内容は、前述したUNCEDまでの成果（宣言、国際条約等）によってかなり明らかにされている。問題は、地球環境権を国内法のなかにどのようにくみこむかであり、また、地球環境権の具体化（運用）である。この点に関する学術的検討はまだ十分になされていないが、国際法の領域で指摘されている「共通利益」の考え方を参考にする。それによると、「国家に共通の利益」のほかに「人類に共通の利益」の概念が打ち出され、後者として地球環境の保護、平和の維持などが挙げられている。⁽⁶⁾ 地球環境権は、このような考え方と同じ性質を有するものとして位置づけることができるのではないか。

III 国・地域別検討

国別、地域別の個別検討は、本稿の主たる対象としないが、地球環境権の理念を明らかにし、それを具体化していくための重要な作業である。もっとも、開発途上国の多くは、公害問題に関する裁判例の蓄積が十分でないから、訴訟における環境権の機能を明らかにすることは困難である。また、そこでの環境権あるいは基本理念が環境施策に対しどのような影響を与えているかについても、今後の検討課題であろう。以下では、アジア地域のうち、経済的発展の状況や政治・社会・経済システムに特色が見られる韓国、中

国、フィリピンのみをとりあげ、ごく簡単に概要を述べるにとどめる。⁽⁷⁾

1. 韓 国

韓国では、憲法に環境権が規定されている。そして、環境権を実現するために、環境政策基本法が制定されている。この法律について、木村教授は、「環境政策の基本方向を転換する重要なポイントとなり、環境行政の一元的・総合的ないし体系的な推進基盤を整備することとなった」と指摘されている。⁽⁸⁾

また、1988年憲法裁判所法が制定され、憲法裁判所が設置された。木村教授は、「環境権の侵害を理由に憲法裁判所で争うことができるか否かは大いに興味があったが、これは無理とのことであった。理由は、環境権が具体的権利を定めているのではなく、憲法35条はプログラム規定と解されることによる」という。これは、おそらく憲法裁判所の完全な抽象的審査権が認められたものではなく、付隨的審査権を認めていることに対する意味しよう」と分析されている。⁽⁹⁾ 詳細は不明であるが、そこから示唆されるように、韓国における環境権の実体的な位置づけは、日本のそれと類似したものではないかと思われる。

2. 中 国

中国では、憲法に環境保全のための規定が見られる。国家は、自然資源の合理的な利用を保障し、貴重な動植物を保護する（9条）、合理的に土地を利用する（10条）、国家は、植樹造林を奨励し、材木を保護する。国家は、生活環境および生態環境を保護、改善し、汚染およびその他の公害を防除する（26条）、などである。

基本法としての「中華人民共和国環境保護法」（1989年）法は、1989年12月26日の全人代常務委員会で採択公布され、同日施行された。79年環境保護法

(試行) を、10年の経験を考慮して全面的に改正したものである。⁽¹⁰⁾

本法は、その対象となる環境を、「人類の生存および発展に影響する各種の天然および人工的改造の自然要素の全体をいい、大気、水、海洋、土地、鉱産資源、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、景勝観光区、都市および農村」と定めている。注目すべき規定としては、第1に、同時計画発展の政策（4条）があり、これは、「国家が定める環境保護計画は、国民経済および社会発展計画のなかにとりいれられなければならない。国家は環境保護に有利な経済と技術の施策および措置を採って、環境保護活動と経済建設および社会発展とがつり合うようにするものとする」と定める。

第2に、「すべての単位および個人は、環境を保護する義務を負い、かつ、環境を汚染し破壊する単位および個人を告発または告訴する権利を有する」（6条）と定め、告発・告訴の権利を認めている。これは具体的な訴権を認めたものと思われるが、実際にどのような機能を果たしているかについては、事例の検討が必要であり現在のところ不明である。環境権との関係において注目すべき規定である。

第3に、奨励政策（5、8条）、統一的な監督管理の政策（7条）、期限を定めて改善させる政策（18条）、環境影響評価の制度（13条）、三同時の原則（26条）、汚染物質排出申告の制度（27条）、排污費徴収の制度（27条）、などの規定が見られる。

以上のような中国の環境保護法に見られる仕組みは、先進性を有するものであろう。それと同時に、経済的発展と環境保全とを図るための実効ある手段とするために、制度運用のための具体的試みが国際協力をも視野に入れつつ着実に進められているのである。⁽¹¹⁾

中国では、環境権に関する理論的論争が盛んのようであるが、かかる議論が、前述した環境保全のための仕組みや、紛争において、どのように考慮されているかについては、明らかでない。⁽¹²⁾

3. フィリピン

フィリピン環境政策（大統領令 Presidential Decree 1151）およびフィリピン環境法典（同1152）は、マルコス政権時代の旧憲法下で規定されたものであるが、現行憲法下でも生きており、環境についての基本理念を明らかにしている。

1986年に政権についたアキノ大統領のもとで制定された新憲法（87年2月1日発効）は、環境権を憲法上の権利として位置づけた。⁽¹³⁾ もっとも、フィリピンの環境権が訴訟や環境保全の施策等においてどのような機能を果たしているかについては、なお調査が必要である。

IV 日本法からの示唆

開発途上国の環境保全のための理念と法的枠組みを明らかにするためには、開発途上国と先進諸国とのあるべき関係について明らかにすることが必要である。日本は高度経済成長期に局地的に深刻な産業公害（典型として4大公害訴訟）を経験したが、その防止のための施策、法制度、技術等は、先進諸国の中でも特筆すべきであろう。そして、それらの技術等の普及に向けて開発途上国に対し積極的に働きかけることが重要である。⁽¹⁴⁾

近時、日本においても地球環境問題の解決を視野に入れた法制度の構築、法理論の確立が求められ、環境基本法が成立した。同法の意義を確かめ、また、環境権をめぐる議論がどのように行なわれてきたかを明らかにすることは、先進国としての日本の責務であろう。

1. 環境基本法の制定

1993年11月に成立した環境基本法は、公害防止と自然保護とを別個に構成

する従来の法体系を改め、両者を一つの法体系のもとに統合的に取り扱うものである。

環境基本法は、その基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等（3条）、環境への負荷の少ない持続的開発が可能な社会の構築等（4条）、国際的協調による地球環境保全の積極的推進（5条）を掲げる。5条は、「地球環境保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することとその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行なわれるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、および科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行なわれなければならない」と規定している。

環境基本法は、持続的開発が可能な経済社会の構築に向けて、国、地方公共団体、事業者、市民のそれぞれの責務を明確にするとともに、規制という手法だけでなく、その他の手法（例えば、環境アセスメント、経済的手段の導入等）の重要性を明らかにし、また、環境情報の提供、環境教育・環境学習の推進、国際協力などについて規定している。

環境基本法は私的契約上の義務を直接定めたものではなく、そこから直ちに私法上の義務を導き出せるものではない（この点は基本的に憲法と同様）。しかし、同法は、事業者や市民が環境に配慮した行動をとるべきことを求めている。それらの規定は、同法の趣旨を考慮すると、私的契約における環境配慮義務を認めるべき素地として考えることが十分可能である。

環境基本法は、環境保全のための費用負担について、原因者負担の原則を導入した（36条）。原因者負担の対象を公害事業主体等に限定する必要はない。すなわち、大気汚染、水質汚濁、騒音、廃棄物など最近の典型的な公害・環境問題については、原因者負担の原則をより明確に位置づけるとともに、公害・環境問題の原因として市民の日常生活が関与していることを考慮して、市民に対しても、原因者負担の原則に基づき、適正な費用負担が求められる

べきである（ゴミ有料化など）。これを、レンダーライアビリティ（融資者責任）との関係で見れば、単なる融資者がここに原因者にあたるということはできないであろう。しかし、私人に一切の義務がないとすることも妥当ではなく、結果に対する寄与が認められる場合には相当の責任を負担すべきであろう。原因者負担とともに受益者負担を考慮することもできるであろう。

環境基本法を受けて、1994年12月環境基本計画が閣議決定された。環境基本計画は、国際的取組みの推進の基本的方向として、「地球環境保全は、一国のみでは解決できない人類共通の課題であり、我が国の能力を活かし、その国際社会に占める地位にふさわしい国際的取組みを積極的に推進する。このため、地球環境保全に関する政策の国際的な連携を確保し、開発途上地域の環境や国際的に高い価値が認められている環境の保全への協力を進めるとともに、こうした国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。また、調査研究、監視・観測等における国際的な連携の確保、地方公共団体または民間団体等の活動の推進、国際協力の実施等に当たっての環境配慮に努める」と述べている。ここに述べられている考え方は、環境基本法を具体化する計画としてはやや抽象的ではあるが、地球環境権のあるべき理念や方向を示すものと考えられる。

2. 環境権論の展開

日本ではかつて、環境権は、個々の住民がその地域の生活環境を破壊する行為に対して、絶対的に差止や損害賠償を求めることができる権利であるとする主張が、一部でなされた。その狙いは、「物権など個々の権利を有する者に限って従来認められていた妨害予防および妨害排除請求権の行使を、これら個々の権利を有しない者にも広く権利として行使することを承認し、訴訟における当事者適格や訴の利益に関する審査を経ることなく、すべて訴訟を通じて環境の保全を図る」ことにあった（国道43号線訴訟1審神戸地判昭61・7・11判時1203号 1ページ参照）。

しかし、裁判所は、これまで一貫してこのような内容の環境権を認めていない。その理由は、環境の保全を現行法上実現するためには、国民や住民の多数決原理による民主的な選択に基づく立法およびこれを前提とする行政の諸制度を通じてなされなければならず、訴訟という限られた場において、また限定された対立当事者間において、これを実現すべきものとはされていないこと、環境権には、全く実定法上の根拠がないのみならず、その成立要件、内容、法律効果等もきわめて不明確であり、これを私法上の権利として承認することは法的安定性を害し、到底許されるものではないこと、などが指摘された（前掲判決参照）。

以上のように、環境権は判例上は私的権利として認められていないが、そこで挙げられている理由は妥当である。他の諸利益との利益衡量を許さない絶対的環境権論に対しては、学説上も批判が強く、ほとんど支持されていない。そして、絶対的環境権論が主張されたことは、あるべき環境権をめぐる議論が市民のなかで熟さなかった要因になったように思われる。また、環境保全活動のための有益な指針を提供できず、市民を戸惑わせた。そして、絶対的環境権論は本来は遠慮されるべき公害・環境訴訟が頻発した要因になったのではないか。もっとも、このような状況が見られる一方で、学界では建設的な検討が行なわれていた。

なかでも、環境権と公共信託との関係をめぐる議論に注目することができる。木宮弁護士は公共信託論と環境権論との性格の相違点に着目され、「公共信託論では、国民には受益者としての権利があり、請求の相手方は受託者である国又は政府である。この権利は、土地、水域等の使用が制限されているような場合において、具体的、個々的に発生し、『誰にも属しない権利』である。公共信託論では自然の属性を考え、それを保護する。アメリカの場合は、自然そのもの、環境そのものが権利を有する。他方、環境権論では、環境権は支配権としての排他性を持った各人の権利であり、『誰もが持っている権利』である。自然の属性はほとんど考えられず、むしろ人身の保護を考(15)える。人間の環境に対する結びつきを非常に重視する」と指摘された。ま

た、木村教授は、行政法の立場から、公共信託論と伝統的な裁量権濫用の理論とを比較検討された。⁽¹⁶⁾ これは、公共信託論とわが国実定法との関係について、解明しようと試みるものである。

ちなみに、公共信託についてアメリカ法を見ると、1970年ミシガン州環境法（「1970年 Thomas J. Anderson, Gordon Rockwell環境保護法」）2条1項が、「法務総裁も、いかなる州の下部行政単位も、州若しくは州の下部行政単位のいかなる機関または行政庁も、いかなる人・組合・法人・協会・団体またはその他の法主体も、空気・水およびその他の天然資源ならびにそれらに対する公共信託を、汚染・損傷または破壊からまもるために、申立てられた当該侵害行為（violation）が行なわれまたは行なわれようとしている場所を管理する巡回裁判所に、州、州のあらゆる下部行政単位、州またはその行政単位のあらゆる機関または行政庁、あらゆる人・組合・法人・協会・団体およびその他の法主体を被告として、宣言的救済または衡平法上の救済を求める訴えを提起することができる」と規定する。⁽¹⁷⁾

日本では、近時、「読売の憲法改正試案」（『読売新聞』1994年11月3日付）が、環境権の規定をおき、「何人も、良好な環境を享受する権利を有し、その保全に努める義務を有する」（1項）、「国は、良好な環境の保全に努めなければならない」（2項）と定めている。また、21世紀地球環境懇話会（座長・近藤次郎）は1994年11月、地球環境問題に関する意見書をまとめる起草委員会を発足させたが、そこでは環境権をめぐる議論も行なわれている。

公共信託論は、地球レベルで環境権を考える場合において、基本となるべき考え方である。ここに示された人間中心から自然中心への考え方に対して、法学としても従来の発想を根底から転換することが求められていないだろうか。これから環境保全では、自然資源、野生生物、文化財の利益になること自体に価値があると考えること、保全のための実践的試みを支持し、かつ、実定法上の仕組みを見直していくことが重要である。

まとめ

本稿では、地球レベルで求められるべき環境権を、地球環境権と称した。野村教授は、「地球規模の環境保全については、諸外国の置かれた状況を適切に踏まえた地球国家主権の立場にたって、日本の地球環境問題の対応と途上国の主張との接続に考慮を払うべきであろう。その際に、途上国の開発権を途上国側からの立場から、環境権を含めて考えることも重要であろう」と⁽¹⁸⁾主張されたが、これは地球環境権の重要な内容を明らかにしたものであろう。

開発途上国において確立されるべき環境権は、単に環境保全のための抽象的理念を宣言したものではなく、貧困から脱却し、開発にあたり環境配慮を行なうべき具体的権利として考えられるものである。したがって、開発権の内容についてもより具体的に明らかにすることが求められる。環境権を実現する具体的仕組みとしては、伝統的規制手法に加え、環境アセスメント、環境管理、チャージ、環境学習などの制度が重要であり、環境権はそれら個別制度の基本理念を明らかにするものとして位置づけられなければならない。この点は、先進国における課題でもある。

以上のような考え方については、1994年国連人口会議（カairo）においても論議され、途上国側から、「人口問題の解決のためには貧困からの脱却が最優先であるとして、持続的経済成長（sustained economic growth）の重要性が強調された。これに対して、先進国側は、「経済成長の必要性は認めながらも、それはUNCEDの「持続的開発」に基づいたものでなければならないことを強調し、古典的な南北対立の構図が繰り返された」との指摘がある（最終的には、「持続的開発の文脈における持続的経済成長」という表現に落ちついた）。ここからも示唆されるように、地球環境権の確立には、なお種々の軋轢の生ずることが考えられる。しかし、先進国と途上国の全体が、地球的視野に基づいてリーダーシップを発揮することが期待される。

先進国は、地球環境権の実現のために、人材の育成、技術の移転などを中心に開発途上国における環境法の運用を支援する必要がある。開発途上国は、地球環境権の意義を認識し、環境保全のための自助努力をすべき責務があろう。

また、地球環境問題を解決するためには、国内法と国際法とがばらばらであってはならず、相互に緊密に関連し、機能していくことが望まれる。実効性ある法的枠組みを、国連を中心に、地球レベルにまで拡大することが必要であろう。すなわち、地球環境権は地球全体の理念を示すものにとどまらず、その理念を実現するための具体的仕組み、すなわち、法的枠組みと接続するものでなければならない。

地球環境権を中心とした、地球環境保全に向けた法的枠組みの確立、これが今日の課題である。

注

- (1) 野村好弘「21世紀の法学」(『時の法令』1182号 1983年) 50ページは、環境問題を広くとらえ、戦争・平和を含めている。災害もまた環境問題である。
- (2) 環境問題が国際法のテーマとしてとりあげられたのは、比較的最近のことである。ちなみに、横田喜三郎『国際法』(勁草書房 1951年初版、1968年3版)の各章は、国際法の性質、国際連合、国家、個人、領海と公海、外交使節と領事、条約、紛争の平和的解決、安全保障、戦争、中立から成っており、その後の文献においても基本的にはこの構成が維持されてきた。しかし、新しい文献では、地球環境問題が視野に入れられ、国際法に占める国際環境法のウエイトが増しつつある。例えば、山本草二『国際法』(新版)有斐閣 1994年は、国家の国際責任の章のもとに、「国際環境の保護」という項目を挙げて検討している。
- (3) さらに1996年3月、国連社会開発サミット(コペンハーゲン)が「貧困、雇用、社会連合」をテーマに開催される。
- (4) 『地球の未来を守るためにOur Common Future』福武書店 1987年 28~29ページ。
- (5) 『地球環境条約集』中央法規 1995年参照。
- (6) 大谷良雄「国際社会の共通利益概念について——試論」(大谷良雄『共通利益概念と国際法』国際書院 1993年) 10ページ。また、高村ゆかり「Sustainable Developmentと環境の利益」(同上書) 382~383ページは、持続的開発の枠組みを

国際法のなかに位置づけて検討し、持続的開発の概念を中心とした環境保護のための法が発展していけば、従来の国際法、特に国際経済法の原則に大きな影響を与えると指摘している。国際法における人類主義等が国内法（わが国環境基本法）の規定に見られることについて、岩間徹「環境基本法における国際主義、地球主義、人類主義」（『環境研究』第93号 1994年）58ページ。

- (7) 全般的な仕組みと考え方については、作本直行「序章 東アジア地域の環境法の新展開」（野村好弘・作本直行編『発展途上国の環境法』〔東アジア〕アジア経済研究所 1993年）、野村好弘「第1章 東アジア環境法の概観と特徴」（同上書）、および野村好弘・作本直行「第1章 東南・南アジアの環境法概観」（野村好弘・作本直行編『発展途上国の環境法』〔東南・南アジア〕アジア経済研究所 1994年）、および作本直行・井上秀典「第2章 環境法分野におけるアジアの地域協力」（同上書）を参照した。アジア・太平洋地域の環境状況については、5年前に発表されたものであるが、*State of the Environment in Asia and Pacific*, United Nations, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, 1990が詳しい（同資料は、「ESCAPアジア太平洋環境白書」〔『環境研究』第90号～93号 1993～94年〕で翻訳（仮訳）されている）。
- (8) 木村実「韓国の環境法と行政制度」（野村・作本編『発展途上国の環境法』〔東アジア〕）123ページ。
- (9) 同上論文 154ページ 注17。
- (10) 東京都立大学中国民法環境法研究会「中国の新しい「環境保護法」(1)」（『法律のひろば』第43巻第4号 1990年）70ページ／浅野直人「中国の環境法の展開と特色」（『現代社会と民法学の動向（上）』〔加藤一郎古稀記念〕有斐閣 1992年）505ページ／耿順・段匡「中国の環境法と行政制度」（野村・作本編『発展途上国の環境法』〔東アジア〕63ページ以下）。近時の状況については、加藤一郎「中国での環境をめぐる諸問題——貴陽での日中環境法シンポジウムを機縁として」、野村好弘「日中環境法交流——1994年交流の成果」、浅野直人「経済改革のもとでの中国の環境法の動向——第4回日本中国環境法シンポジウムの討論から」の3論文（『ジャーリスト』第1061号 1995年 127ページ以下所収）が参考になる。
- (11) 例えば、環境影響評価制度について、Li Xinmin, *Systematic Implementation of China's WIA Program: The Role of International Cooperation*, ASEP NEWSLETTER, 1994.
- (12) 片岡直樹「中国での環境権論」（『社会文化研究 広島大学総合科学部紀要 II』第17巻 1991年）125ページ。
- (13) 斎輪靖博「フィリピンの環境法と行政制度」（野村・作本編『発展途上国の環境法』〔東南・南アジア〕）43ページ以下。
- (14) 加藤 前掲論文 129ページ。

- (15) 『環境法研究』第8号 1977年 26ページ以下。
- (16) 木村実「公共信託論について(1)～(4)」(『拓大論集』第79号 35ページ, 第80号 101ページ, 第81号 169ページ, 第82号 131ページ (1971～72年))。
- (17) 訳は高柳信一「ミンガン州環境保護法」(『公害研究』第1巻第1号 1971年) 56ページに依拠した。
- (18) 野村好弘「研究の総括・提言」(人間環境問題研究会『環境政策法の体系的研究(2)』1993年) 373ページ。
- (19) 宇都宮啓「国際人口・開発会議(ICPD)」(『地球環境研究センターニュース』第5巻第7号 1994年) 6ページ。

〔参考文献〕

- (1) 作本直行「『持続可能な開発』の概念と法原則の確立」(『横浜国際経済法学』第2巻第2号 1994年)。
- (2) 拙稿「私の契約（私的自治）と環境配慮義務」(『環境と金融』財トラスト60 1995年) 5ページ以下。